

論 説

BEPS、Post BEPS 及び自動的情報交換

国税庁長官官房国際業務課長  
池田 義典

◆SUMMARY◆

平成 27 年（2015 年）10 月に BEPS プロジェクト最終報告書が公表された。

本稿は、最終報告書について公表に至るまでの背景及びその内容の概要を説明した上で、最終報告書公表後の取組、今後の検討課題等について整理し、更には、いわゆるタックス・ヘイブン等を利用した税逃れに対する対抗策として、金融口座情報の自動的情報交換を巡る動き及びその新機軸である「共通報告基準」に係る取組について解説するものである。

なお、本稿は、平成 28 年 6 月 8 日（水）に税務大学校和光校舎で開催された「特別セミナー」での執筆者による講演内容に、加筆及び脚注の補足等を行い論説としたものである。（平成 28 年 10 月 31 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

I	はじめに	50
II	BEPS プロジェクト最終報告書	51
	1. 最終報告書に至る背景	51
	2. 最終報告書への軌跡 (時系列)	52
	3. BEPS プロジェクトの特徴	53
	(1) 国際協調 — 制度統一の動き	53
	(2) 国際課税ルールの「包括的な」見直し	53
	(3) 参加国・地域の広がり	53
	4. 15 の行動計画の類型	54
III	Post BEPS — 最終報告書公表後の動き	55
	1. BEPS 実施フェーズ	55
	2. 的確な実施とその担保	56
	3. 残された課題	57
	(1) 国際的な議論の動向	57
	(2) 個別の主要論点	60
	(3) ユニラテラル事前確認に係る情報交換について	63
	4. 参加国の更なる拡大	63
IV	守秘性への対抗策 — 自動的情報交換	65
	(1) 自動的情報交換を巡る動き	65
	(2) 共通報告基準	66
V	おわりに	68

I はじめに

本稿では「BEPS、Post BEPS 及び自動的情報交換」というテーマで、まず 2015 年 10 月に公表された BEPS プロジェクト最終報告書の背景及びその内容の大枠を解説し、その後、この最終報告書の公表を受けて現在何が行われているのか、更に今後どのような検討が行われていく可能性があるのかを紹介する。

以下の各章においては、次の II 章で BEPS プロジェクト最終報告書の概要 (背景・軌跡・プロジェクトの特徴・各行動計画の類型) の

確認を行い、III 章では最終報告書公表後の動きとして、的確な実施とその担保、残された諸課題及び参加国拡大への取組について順次概観していく。続く IV 章では、いわゆるタックス・ヘイブン等によって提供される守秘性への対抗策としての自動的情報交換に係る取組を紹介し、最後に V 章で G7 伊勢志摩サミットにおける共同宣言を紹介しつつ本稿の議論を要約する。

なお、本稿の中で意見にわたる部分は、筆者の属する組織の見解ではなく、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りする。

## II BEPS プロジェクト最終報告書

### 1. 最終報告書に至る背景

現時点で BEPS プロジェクトの全体像について最も基本的なポイントを要約すると、以下のとおりとなる。

- いわゆる「国際課税ルール」の包括的な見直し
  - ・ 多国籍企業の優越 ⇒ 巧妙な国際的租税回避が可能な状況
  - ・ 世論の高まりと政治的なコミットメント
- BEPS の各手法 (← 多様かつ複雑・巧妙) に対する、計 15 の勧告 (行動計画)
- 国際的に協調・統一して実施されることにより、初めてワークするもの。

BEPS プロジェクトでは、いわゆる「国際課税ルール」の包括的な見直しが行われており、全体像及び個々の項目の内容についてプロジェクトに参加した担当者を含む有識者によって詳細な解説が行われている<sup>④</sup>が、近年の国際課税問題をほぼ網羅した極めて広範な事項に対して専門的な検討が行われている。

ここでは BEPS プロジェクトの背景あるいは底流となっている社会的・経済的な動向について、大きいところから 2 点ほど触れておきたい。

まず、一番目の遠景として改めて認識しておく価値があるのは、今日の社会経済において米国等の大企業を典型とする「多国籍企業」が極めて大きな力を持っているという事実である。特にクロスボーダー取引については、今やこうした多国籍企業が極めて大きなシェアと影響力を有しており<sup>⑤</sup>、また、そうした取引がグループ内 (典型的には親子会社間) で行われることから、価格や数量を相当自由に調整することができる。価格支配力を持た

ない不特定多数の市場参加者がそれぞれ自らの利益を最大化するように自由に行動する結果、市場全体として (「神の見えざる手」が働いて) 需要と供給が均衡して適切な価格や供給量が決定されるという世界は今ではクロスボーダー取引には存在せず、主要なプレイヤーである多国籍企業には取引形態の決定に高い自由度が与えられている。また、こうした大企業グループは、専門知識やノウハウを自ら集積するとともに十分な資金力も有しており、複雑・巧妙な租税回避のためのスキームを自ら創設し、あるいはスキーム作成の専門家から購入することが可能である。

BEPS プロジェクトに至る二番目の遠景は、前世紀の末頃<sup>③</sup>から、世界各国で財政が悪化して国民に負担を求めている中で、多国籍企業や富裕層の個人が租税回避スキームを利用して節税あるいは脱税を行っている実態が様々な場面で明らかになり、社会的な関心を集める状況となったことである。そして 2000 年代に入ってから、こうした実態を明らかにする大きく二つの出来事があった。

一つ目は、富裕層等によるいわゆるタックス・ヘイブン<sup>④</sup>の利用についてパナマ文書の前に大きな社会問題となった事件であり、2008 年から 2009 年にかけて一部の金融機関から情報が流出<sup>⑥</sup>して、主に個人の富裕層がリヒテンシュタインやスイスといった守秘法域に多額の資産を隠していることが広く明らかになったことである。この際に相当数のドイツや米国等の富裕層が、こうした国々の守秘性の下で相当の資金を平然と隠し持っていることが暴露された。これが、後述するように、米国の国内法である FATCA<sup>⑥</sup>を経て、自動的情報交換の新機軸である「共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard)」の取組につながっていく。

二つ目は、2012 年から 2013 年にかけて、マスコミ報道や米国及び英国の議会による公

聴会で、有力な多国籍企業の徹底した租税回避スキームの詳細が明らかにされたことである。米国議会では Microsoft、Hewlett Packard 及び Apple といった IT 系の大企業が、英国議会では Starbucks、Amazon 及び Google といった代表的な多国籍企業が公聴の対象となり、こうした企業がグループ子会社を通じて米国内や英国内において相当の経済活動を行いながらほぼ税負担を免れていることが公開されて、広く国民に知られることとなった。また、これらの企業は自身が用いているスキームは「税法を含む関係法令を適切に遵守しており何の問題もないはずである」という旨の主張を行ったが、それにもかかわらずこれらの企業の行動に対して強い非難が寄せられた。この時に Google が用いていたスキームがいわゆる Double Irish with Dutch Sandwich であり、現時点で見ればそれほど特殊なものではないが、この公聴会及び前後の報道によって世界で最も有名な租税回避スキームとなった。こうした行き過ぎた租税回避による減収分は他の納税者の負担にシフトされているため、こうした BEPS を行う企業の行為は「不公平である」あるいは「度が過ぎている」といった国際的な世論の高まりが生じた。一方、各国政府としても、所得が他の国、主に軽課税国、に移転されて、自国の税源が浸食されているのではないかという問題に直面することになった。これが直接 BEPS プロジェクトにつながっていくこととなる。

こうした富裕層や企業の行為が暴露されたこと及びそれに対する世論の高まりを受けて、行き過ぎた租税回避行為に対する対策の必要性に政治的にも強いコミットメントが与えられるようになった。後述のように近年の G7 や G20 のサミットあるいは財務大臣・中央銀行総裁会議等における共同声明には租税回避への対抗策に係る具体的な記述が必ず含まれ

るようになっている。

## 2. 最終報告書への軌跡（時系列）

BEPS プロジェクト最終報告書が公表され承認に至るまでを、時系列で簡単に再確認する。

OECD 租税委員会は 2012 年 6 月に BEPS プロジェクトを立ち上げており、2013 年の 2 月 12 日にいわゆる「BEPS 報告書 (*Addressing Base Erosion and Profit Shifting*)」を公表し、その後 2013 年 7 月 19 日に G20 からの要請を受けて 15 項目の行動計画を提示した「BEPS 行動計画 (*Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*)」を公表している。

その後、これらの検討項目に対する対応策が作成・公表されていくが、2014 年 9 月 16 日に第一次の報告書が公表され、最終報告書は 2015 年 9 月に OECD 租税委員会で承認され 10 月 5 日に対外公表された。この最終報告書は引き続き 10 月 8 日にペルー・リマで開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告され、11 月 15・16 日のトルコ・アンタルヤにおける G20 サミットにも報告されて承認を受けている。

この最終報告書の公表により 3 年強にわたった 15 の行動計画に係る BEPS プロジェクトの議論は一旦完了し、今後は最終報告書にまとめられた勧告を適切に実施するとともに残された課題の議論を継続することとされている。

これらの勧告は大変インテンシブかつ専門的な検討を経た優れたものであるが、報告書自体は法的な強制力を持つものではない。今後各国がコミットメントを誠実に履行し、それぞれの勧告が国際的に協調・統一して実施されることにより、初めて現実に意味を持つことになる。

### 3. BEPS プロジェクトの特徴

今回の BEPS プロジェクトには三つの顕著な特徴があると言われる。第一に、積極的な国際協調の流れが生じたこと、第二に、野心的に国際課税のルール全体についての再構築が目指されたこと、第三に、従来以上に参加者を拡大してグローバルな枠組みで議論が行われたことである。

#### (1) 国際協調 一制度統一の動き

一番目の特徴は、国際協調の形態に変化があったことである。

従来、OECD 等における各国の協力形態は、国ごとに税制が異なることを前提とした上で租税条約等により二重課税の防止や解決を図るというものであったが、BEPS プロジェクトでは公平な競争条件 (level playing field あるいは equal footing) の確保を最大の旗印に、より積極的に、各国の自国居住者に対する国内税制を統一する可能性も含めて協調するという枠組みになっている。近年いわゆる「底辺への競争 (Race to the bottom)」と言われる投資等と呼び込むための各国間の競争が目立っていたが、その結果、国際的に二重非課税となる状況が生じ、また一部の企業による BEPS に対して一般の納税者からの強い非難を招くこととなり、こうしたバラバラな対応の限界が認識された。今回のプロジェクトでは「競争から協調へ」という基本的な方向性の転換が目指されており、当然一定の限界はあるもののこれまで所与として取り扱われていた各国国内法の改正に関する勧告が行われている。

#### (2) 国際課税ルールの「包括的な」見直し

二番目の特徴は、国際課税について近年議論されてきた多種多様な問題を包括的に検討対象として取り上げ、本質的なところから議論していることである。

カバーする範囲の多様さについては、次の 4. に掲げる資料が 15 の行動計画の一覧表になるが、今回のプロジェクトで取り上げられた各項目をこうして並べて見ると、近年のいわゆる国際課税問題の一種の棚卸表となっている。

結果的に「PE なければ課税なし」あるいは「独立企業原則」といった国際課税ルールの基本的な建付けは維持されているが、各ルールが実体法あるいは執行面で現在のビジネス環境にうまく合致していない部分について極めて広く手が付けられた。

本質的な検討という面で例を挙げると、「経済活動の場における課税」あるいは「価値創造の場での課税」がプロジェクトを貫くモットーとなっているが、こうした概念は (関係者の頭の中に潜在的にはあったとしても) 従来さほど明示されてこなかったように思う。そして、実質性を重視する「経済活動の場」を補足する形で現れた「価値創造の場」という考え方は、「何も行われていない所に税源を帰属させない」という従来の理解に加えて、特に知的財産の価値の創造には開発等の行為が本質的という切り口で課税ベースの確認や課税権の配分の在り方をもう一度見直すものとなっている。実質的な経済活動が行われない軽課税国を用いた租税回避を防止する原則として確かに有効と思われるが、一方、従来の居住地国・源泉地国間の課税権の配分に係る基本的な原則全体とこの新しい「価値創造の場」の概念をどう整合的に説明していくのかは、まだ十分明確になっていないようにも見える。

#### (3) 参加国・地域の広がり

三番目の特徴は、参加者のグローバルな広がりがあったことである。

周知のように国際課税のルールは従来 OECD を中心に議論されてきたが、一方、近

年は国連（国際連合）でも国際課税に関する議論が盛んに行われている。現在の国際経済では新興国・途上国のプレゼンスが極めて大きいと、先進国を中心に構成される OECD 加盟国のみで議論を行って国際課税ルールを再構築したとしても、新興国・途上国に受け入れられなければ実効性のあるルールにはならないと考えられた。このため新興国を代表する国々にも参加を要請し、OECD 加盟国（その時点で加盟済の 34 개국及び加盟申請中であったコロンビア及びラトビア）に加えて、まず G20 のうち OECD に加盟していない 8 개국<sup>6)</sup>が BEPS Associate として議論に参加することとなった。こうして中国等の BRICs を中心とした国々がルール作りから参加しその実施にもコミットしている点は極めて重要であり、我が国にとっての意義も小さくないと思われる。なお、これまで議論には参加するが勧告の実施にはコミットせず議決権もない BEPS Participant が用意されてシンガポールやマレーシア等がこのステイタ

スで参加していたが、最終報告書公表後の後述の包摂的枠組み（Inclusive Framework）では実施にコミットする国・地域のみが参加できることとされている。

このように、初めて従来の OECD の枠組みを超えて主要な新興国・途上国も同じテーブルについて国際課税ルールの議論が行われたこと、その他にもビジネス界との間では BIAC (The Business and Industry Advisory Committee to the OECD) との意見交換会を数多く実施し、また、ディスカッション・ドラフトを事前に広く公表してコメントを受け付ける等のプロセスによって様々な意見を吸収・反映してきたことは、今回の BEPS プロジェクトの一つの特徴である。

#### 4. 15 の行動計画の類型

以上のような特徴も踏まえて BEPS プロジェクトの 15 の行動計画を類型化すると、大きく三つの要素から整理できる。

### BEPS最終報告書の概要

#### A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築【実質性】

##### (1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

##### (2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協議して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 今後、法改正の要否を含め検討

行動5 有税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

##### (3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動15）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動15）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 今後、法改正の要否を含め検討

#### B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】

##### (4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの職務的開示 → 今後検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応済み

#### C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

##### (5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

##### (6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあがるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加予定

## A 実質性

前述の、グローバル企業は「価値創造の場で税金を支払うべき」という観点から国際課税原則を再構築するというものである。経済活動のないところに税源を帰属させないように、実質とかい離して対応できなくなったルールを見直すという取組であり、このように第一の柱は実質性の重視である。

このタイプの行動計画は更に以下の、(1)電子経済の発展への対応、(2)各国制度の国際的一貫性の確立、(3)国際基準の効果の回復、といった観点からの議論に細分することができる。

- (1) 「電子経済の発展への対応」では、近年著しい電子経済の発展に伴う課税上の問題に対処するためのルールの再構築について議論が行われた（行動 1）。
- (2) 「各国の制度の国際的一貫性の確立」は、今回の BEPS プロジェクトの目玉であり、各国間の税制の隙間を利用した租税回避を防止するため国際的に統一性のある制度を構築していくことが目指された。国際的な租税裁定 (tax arbitrage) そのものを扱うハイブリッド・ミスマッチの無効化（行動 2）、外国子会社合算税制 (CFC (Controlled Foreign Company) 税制) の強化（行動 3）、利子控除の制限（行動 4）及び有害税制への対抗（行動 5）が取り上げられている。
- (3) 「国際基準の効果の回復」は、OECD モデル条約や移転価格ガイドラインのようなこれまでの国際基準がグローバルな経済行動の実体からかい離して期待していた効果が発揮できなくなっているため、それを現在のビジネスの実態に合わせてオーバーホールして効果を回復するという視点であり、条約の濫用防止（行動 6）、人為的な PE 認定回避（行動 7）及び移転価格税制と価値創造の一致（行動 8～10）が議論された。

## B 透明性

二つ目の類型は、企業側からの財務・税務情報の開示及び政府側からの税制や執行に関する透明性の改善である。基本的には、各国が特定の納税者に与えている優遇措置や納税者が用いているタックス・プランニングに関する情報が不足することで生じている不公平を解消しようという取組であり、有害税制への対抗（行動 5）のうちルーリングに関する自発的情報交換、BEPS 関連データの収集・分析（行動 11）、タックス・プランニングの義務的開示（行動 12）及び移転価格税制に係る文書化（行動 13）がこれに分類される。

## C 予見可能性

三つ目は、相互協議の紛争解決メカニズムの向上（行動 14）、2016 年末を目途にした多数国間協定の開発（行動 15）といった、法的安定性・予見可能性を高めて企業等の不確定性を排除していくための取組である。

BEPS 対策が全体として二重課税リスクを増加させる可能性がある<sup>(9)</sup>ことに鑑みれば、特にプロジェクト参加国間における相互協議プロセスの実効性向上は極めて重要であり、納税者サイドからの要請も強いと考えられる。

## Ⅲ Post BEPS ー最終報告書公表後の動き

### 1. BEPS 実施フェーズ

次に、この最終報告書が公表された後の、いわゆる Post BEPS の動向について説明する。これもポイントを箇条書すると以下のとおりとなる<sup>(10)</sup>。

- 今後は、「BEPS 実施フェーズ」として、以下の取組を実施：
  - (1) 各国に必要な法整備及び租税条約の改正、各国の実施状況のモニタリング
  - (2) 残された課題につき、継続検討
  - (3) 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築
- 透明性の強化 ～守秘法域（いわゆるタックス・ヘイブン）への対抗策
  - ⇒ 自動的情報交換の拡充 = 「共通報告基準（CRS）」の実施

最終報告書公表後の現在は、「BEPS 実施フェーズ」と呼ばれており、基本的に次の取組が行われている。本章ではこの(1)~(3)について順次概説する。

- (1) 各国で実施に必要な法整備や租税条約の改正を確実にを行い、同時に各国の実施状況に対して国際的なモニタリングを行う。最終報告書で決定されたことを法整備も含めて各国が責任を持って実施することが必要であり、同時にそれを担保するための手段として BEPS プロジェクトに参加した国々で相互に「モニタリング」を行うこととされている。
- (2) BEPS プロジェクトでは短期間で広範な事項を対象とした議論を行ったため、議論が尽くされて最終的な結論に至っているものはむしろ一部であり、また、最終報告書で明確に継続検討とされた事項もある。こうした残された課題について継続して検討を行っていく必要がある。
- (3) 開発途上国を含むより幅広い国々及び（OECD のみならず IMF や世界銀行、国連等の）関係機関が協調する枠組みを構築する。BEPS 対策は、その性質上、協調して行動する国々が多いほど実効性が高まることとなる。また、国際的な協調に参画す

る意思はあっても経験が不足している国々に対しては、技術支援による当局の能力の向上（capacity building：キャパシティ・ビルディング）が重要と考えられる。

更に、現下の大きな課題ということでは、パナマ文書を契機にいわゆるタックス・ヘイブンを利用した租税回避や脱税が大きく注目されている。

BEPS プロジェクト自体も軽課税国等を用いた租税回避スキームの利用を当初から織り込んだものであるが、どちらかと言えば多国籍企業が主な対象として想定されている。世界中のオフショア金融センターは多国籍企業以外に個人による資産隠匿等のためにもさかんに利用されているが、こうした個人富裕層を中心とした税逃れへの対応策として、国際的な「自動的情報交換」と呼ばれる制度の強化が BEPS の議論と併行して具体的に進められてきている。このもう一つの大きな流れである「自動的情報交換」に関する取組については次のIV章で改めて紹介・説明する。

## 2. 的確な実施とその担保

BEPS プロジェクトは各国の国内税制間の調和も含めた協調の枠組みであるため、仮に各国の現行制度に最終報告書の勧告から見て課題がある場合には、国内法の改正及び租税条約の改正又は多数国間協定への参加といった制度面の整備が必要になる。日本もその例外ではないが、既に我が国では BEPS プロジェクトの進展状況も踏まえながら平成 27 年度に一部先行して税制改正<sup>(11)</sup>が行われ、平成 28 年度においても移転価格の文書化（行動 13）に対応する税制改正が行われている。

また、制度改正の要否にかかわらず勧告内容が各国で現実に実施されることが不可欠であるが、他の国際的な取組と同様 BEPS プロジェクトにも法的に各国の主権を縛る強制力はないため、実施を担保する手段としては参



加国相互による国際的な「モニタリング」が予定されている。

最終報告書では各行動計画の勧告の内容を、①ミニマム・スタンダード (Minimum Standard)、②既存スタンダードの改正 (Revision of Existing Standard)、③コモン・アプローチ (Common Approach) 及び④ベスト・プラクティス (Best Practice) に分類しており<sup>(12)</sup>、各国は全ての勧告を参考とすべきとしつつも、特に重要と考えられる事項を①の「ミニマム・スタンダード」として、全ての参加国・地域が必ず実施しなければならず、実施状況のモニタリングを受ける、という取扱いにしている。

現在ミニマム・スタンダードとされている項目は次のとおりである。

- 行動 5 (有害税制への対抗)
  - ・知的財産優遇税制 (いわゆる「パテント・ボックス」) の有害性を除去するための新基準を採用
  - ・ルーリングに係る自発的情報交換を義務付け
- 行動 6 (租税条約の濫用防止)
  - ・租税条約の濫用防止規定を二国間租税条約において採用
- 行動 13 (多国籍企業の企業情報の文書化)
  - ・国別報告書の自動的情報交換を義務付け
- 行動 14 (相互協議の効果的実施)
  - ・相互協議を通じて適時・効果的な紛争解決を実現するため最低限必要な措置を実施

従って、実施の確保については、当面このモニタリングが適切な枠組み・形態により確実に実行され、各国の状況が正確に評価されるとともに、履行が不十分な国に対しては的確に国際的なプレッシャーが与えられていくことが重要となっている。

### 3. 残された課題

BEPS プロジェクトでは現在の国際社会が直面する国際課税問題を極めて網羅的に検討の対象とした結果、当然ながら全てを議論し尽くすことはできず、今後の検討課題とされた事項も多く残っている。

ここでは、やや観念的な大きな考え方の動向あるいは方向性を 2 点と、個別の技術的な検討課題を 5 点ほど紹介したい。

#### (1) 国際的な議論の動向

まず、BEPS プロジェクトの議論を通じて形成あるいは確認された国際的な議論の大きな方向性のようなものである。

##### a. 実質性の重視

今回の BEPS プロジェクトの議論全体を通して、正確な表現ではないが、「実質を重視」する姿勢がますます顕著になってきている。

やや乱暴に要約すると、法律的形式と経済的な実態に食い違いがある場合には、形式が整っていても実態を伴っていなければ課税上は認識・許容しないという方向性である。BEPS プロジェクトの検討対象である「人為的な所得の付け替え」の反対にあるものは「経済的実質」に基づく所得の帰属先の決定であるということかもしれない。当然ながらここでは租税法の適用が問題となっており、従来我が国では「租税法律主義」が深い考察に基づいて比較的厳格 (行政庁に対しては抑制的) に解釈されてきたところであるが、一方で、近年益々強固になりほぼ国際標準になりつつあるこうした国際的な潮流との調和が、今後更に求められてくるように感じられる<sup>(13)</sup>。

BEPS プロジェクトの議論の中で、不適切とされた取引を否定し課税を行う際に、最終的に経済的実質に重点をおく対応に依存しなければならないとされている局面がいくつかあり、今回は例を三つ挙げたい<sup>(14)</sup>。

(i) 一つは条約濫用防止（行動6）の議論である。条約漁り（*treaty shopping*）をはじめとした租税条約の濫用は BEPS の大きな原因の一つであるという認識に基づいて、最終報告書ではミニマム・スタンダードとして租税条約を締結する際には必ず、①主要目的テスト PPT（Principal purpose Test）、②限定的 PPT である導管取引防止規定と厳格な LOB（Limitation on Benefit：特典制限）の組合せ、③PPT と簡素版の LOB の組合せ、のいずれかを規定することを求めている<sup>(15)</sup>。

この LOB 及び PPT は租税条約における濫用防止（*anti-abuse*）規定であるが、PPT は条約の世界における一種の「一般的否認規定」である。これまで OECD のモデル条約の条文には具体的な LOB や PPT の規定がなく<sup>(16)</sup>、むしろ各国間の条約締結実務の中で拡大してきたものであるが、今回参加国の幅広い同意を得てミニマム・スタンダードとして盛り込まれた。こうした強い提言となった背景は、条約ネットワークのどこか1か所に弱いところがあるとそこにタックス・プランニングが集中してネットワーク全体が破られてしまうため、国際的な協調により確実に穴を埋める必要があるというもので、最後は PPT で否認が可能であるという担保が求められている。

(ii) タックス・プランニングの義務的開示（Mandatory Disclosure Rules：MDR）（行動12）では、今回既に MDR 制度を有している米国・英国・カナダ等の制度を踏まえて検討が行われたが、こうした国々では MDR がいわゆる GAAR（General Anti-Avoidance Rule）と実質的に関連していることが随時紹介され、報告書でも MDR と GAAR は相互に補完的である（*mutually complementary*）旨が記載されている<sup>(17)</sup>。

MDR はベスト・プラクティスと位置付

けられて、開示義務者、開示内容等の構成要素について複数の選択肢を提示して導入を希望する国が自国に最適な制度を設計することとされているが、初めて導入する場合には、MDR の機能を個別的事例に対する抑止力と見るのか、将来の法改正の端緒資料の収集と見るのか、更に報告対象の取引等を直接 GAAR のような規定で否認する可能性まで考えるのか、といった点の検討を要すると思われる。理論的に MDR と GAAR を結び付ける必然性はないと考えるが<sup>(18)</sup>、将来我が国でも MDR 制度の導入を検討する際には、開示されたスキームの効力を減殺する方策の一つとして、諸外国における GAAR の状況も含めた総合的な考察が必要になるかもしれない。

(iii) 移転価格課税の文脈でも、法形式に対して経済的実質や商業的な合理性により比重を置く傾向が顕著である。行動8-10に関する最終報告書「移転価格税制と価値創造の一致（Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation）」の移転価格ガイドライン1章D節の改定に係る部分では、*non-recognition*<sup>(19)</sup>という用語を用いて、どういう場合に法律的な形式を離れて経済的実質を見に行くのかを議論している。

大胆に要約すると、例えば行動9-10のリスクと資本の帰属に関して、移転価格分析においてはまず取引を正確に把握する必要があり、これには契約が出发点となるが、契約と実際の当事者の行動がかい離している場合について契約重視派と行動重視派で議論が行われ、最終的に契約と当事者の行動が全く違う場合には「実際の行動を基準とする」ことが確認されている。更に契約と当事者の行動は一致しているものの、取引全体として見ると「商業合理性」が認められない場合には、税務当局が契約どおりには当該取引を認識せず（*non-recognition*）、

適切な場合には別の取引形態に置き換えることがあり得るとされている。従来も OECD 移転価格ガイドラインの中で、取引の再構築 (recharacterization) = 否認が例外的にあり得ることが記されていたが、今回 non-recognition が行われることがより明確に示された。また、いわゆるキャッシュ・ボックス法人 (契約上はリスクを負担し資本を保有しているが、実体がない事業体) が、現実にはリスク・コントロール機能もリスクを引き受ける財務能力も有していない場合には、契約上負担しているリスクや提供している資本に応じた所得の配分は認めず、risk free return として国債利率と同程度までの所得の配分しか認めないことが確認された。他方、無形資産の開発等を念頭に、当該無形資産の開発等に係る事業上のリスクの引受けは行っていないものの、開発のための資金を提供し、かつ資金提供に伴うリスクをコントロールしている場合には、その実体の程度に見合ったリスク調整後のリターン (risk adjusted return) が認められる<sup>(20)</sup>など、事業上のリスクの引受けと資金提供に伴う金融上のリスクの引受けを区別することが重要である<sup>(21)</sup>とされている。

これらは、契約という法形式を正面から取り上げてそれと異なる取扱いを明記した点で極めて印象的であり、「法的所有権」のみでは必ずしも無形資産から生ずる収益の配分を受ける資格を有しないという方向性が、国際的にいかに広範かつ強力に浸透しているかを示しているように見える。

## b. 超過利潤の取扱い

二つ目は、経済学で言うところの超過利潤またはレント (rent) に対する課税の在り方という切り口である。取引形態や経済的な実質の把握に努めて、そこに通常は適正と考えられる対価を全て割り振った後にも更に残る

利益あるいは所得があり、「超過利潤」、「残余利益」、「経済的レント」など呼び方は区々であるが、現実には特定の納税者には超過利潤に相当する部分が生じている<sup>(22)</sup>。

この超過部分をどのような理論や根拠に基づき誰にどう配分するかが様々な局面において国際的な対立点として現れているという認識が出てきている。

概して新興国・途上国は、そうしたレント部分について自分たちへの配分が少ないと感じており、LSA (Location Specific Advantage)、定式配分 (formulary apportionment) あるいは PE への帰属所得といった表現の中で、自分たちへの配分を増加させるべきと考えている。一方、資本輸出国・居住地国サイドは、レントの多くは自分たちに帰属すべき価値であり税源であると考えている。

例えば行動 3 (CFC 税制の強化) で議論された「超過利潤アプローチ」は、軽課税国にある子会社の所得のうち通常所得を超える部分を親会社に合算するという発想の制度である。CFC 税制の母国であり取引アプローチを採ってきた米国が将来の導入の可能性を提唱してきたもの<sup>(23)</sup>であるが、全世界所得課税の立場で一貫し、事業体アプローチによる比較的簡素で強力な制度になる可能性がある一方、過度な取り込み (over-inclusion) の懸念もあるように見える。

また、移転価格課税の分野では、新興国における低廉な労働力などによるコスト削減効果等を LSA あるいはロケーション・セービング (Location savings) と呼んでいるが、国によってはこうした要素により生じた利益は全て新興国側の企業に帰属すべきである旨の主張を行っている。移転価格ガイドラインではロケーション・セービングは比較可能性分析の文脈で考慮され、仮に存在した場合にも取引当事者の果たしている機能・リスクに応じて利益を配分するべきとされており (改

訂後の移転価格ガイドライン第1章D.6.<sup>(24)</sup>、先進国は、一方的に新興国側に帰属するとの主張は「独立企業原則」からかい離するもので、このガイドラインに従って解決されるべきとの立場である。(なお、移転価格ガイドラインはロケーション・セービングは「無形資産」ではないとしている<sup>(25)</sup>。)

特定の納税者の投資や企業努力に明確に紐付けできないことがレントの特質であり、現在主要な新興国との間の相互協議では回避できない対立点となっている<sup>(26)</sup>。独立企業原則から導かれる理論的な着地点が見出せるのか、あるいは今後は定式配分のような単純化した割り切りが優勢となっていくのか<sup>(27)</sup>、真に途上国・先進国間で国際的な協調が望まれる分野であるが、短期的な解決は困難な状況にある。

## (2) 個別の主要論点

次に、継続検討とされている個別の事項を概要のみ幾つか列挙しておきたい。

a. 一つ目は、主に行動1で議論された、直接税に関する従来の恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) に代わる新たなネクサス (Nexus) 概念の検討である。

経済のIT化は伝統的なPE概念が形成された時代の想定をはるかに超えて進展している。こうした環境下で事業所得を自国に取り込んで課税するに足る「課税権の根拠」の閾値をどのレベルで設定するかという議論であり、物理的な拠点を不要とする方向で Significant Economic Presence や拠点を必要としない新たな源泉徴収の導入などのオプションが議論の過程において検討された<sup>(28)</sup>。

オプションの考え方の中には、特定の取引についてはユーザー自身が単なる消費者ではなく企業価値の向上に貢献する要素となり得ることを主な根拠とするものもあるが、範囲の拡大に資する一方で、物理的ネクサスを全

く不要とすることには二重課税のリスクを高める懸念もあると考えられる。

行動1 (電子経済) の最終報告書では、直接税については、電子経済が BEPS リスクを強めることはあっても電子経済に固有の BEPS はなく、他の行動計画の勧告内容の実施により<sup>(29)</sup>ある程度対応可能である、という整理で現時点で新たなルールを勧告することは見送られた。新たなネクサス概念等については継続して電子経済の発展のモニター及び新たに入手可能となるデータの分析を行い、こうした作業を踏まえた報告書が 2020 年までに作成される予定である。

b. 二つ目に、行動7の議論の続編となる「PEの帰属所得」の問題が残っている。

限られた期間での集中的な検討の結果、PE原則の核心であるPEの概念・定義については今回の最終報告書の結論に至ったものの、この新たに認定されたPEに「帰属すべき所得」をどう計算するのかについては、時間切れで今後の議論とされている。

国連のモデル条約<sup>(30)</sup>では、5条で定義されるPEの範囲がもともと広く、かつ、7条の帰属主義の解釈についてもOECDのいわゆるAOA (Authorized OECD Approach) とは異なる理念でコメントリーが作られている。

また我が国については、様々な企業が進出先の主にアジアの市場で現地当局の解釈によるPE課税を受けているとも言われている。

帰属所得についてガイダンスがない状況が長期化すると、進出先国でPE認定は新ルールにより広く、かつ帰属する所得も従来どおり広範に認定されてしまう懸念があるため、この「恒久的施設に帰属する利益に関する追加のガイダンスを提供するためのフォローアップ作業」<sup>(31)</sup>の迅速な進展が望まれる。

c. 三つ目に、移転価格税制関連でいくつかのテーマがある。

まず「価値創造の場で課税」という概念をどのように具体例に落とし込むかという大きな問題がある。今回 OECD 移転価格ガイドラインの改訂案が議論され、6章の改訂案においてキャッシュ・ボックスのような事業体では無形資産の法的所有権のみでリターンを全て享受できることは保証されず、無形資産の開発・維持・改善・保護・使用に関する重要な価値創造の機能を実際に果たしていることが求められ、こうした無形資産の開発等に関するリスクを引き受けるにはリスクをコントロールする機能とリスクを引き受けられる財務能力が必要とされた。考え方は明瞭であるが、こうした理念を現実具体的な事案に適用するためには更に相当の準備が必要となると思われる。

個別には、無形資産の移転取引において比較対象取引を把握し得ない場合の評価方法として、民間で広く利用されている DCF (Discounted Cash Flow) 法を追加するとともに、取引時点では評価が困難な無形資産 (hard to value intangibles) に関して実際に生じたキャッシュフローが当初の予測から大きくかい離した場合に対応するための「所得相応性基準 (commensurate with income)」<sup>(32)</sup>が許容された<sup>(33)</sup>。

本来的には事前に事業計画等に適切に織り込まれていれば DCF 法により当初の取引時点で適正価格が把握できるはずである。一方、無形資産は、特許などの最初に登録された時点の価格と実際にその特許を利用して収益が上がった際の価値に、ビジネスが成功すれば成功するほど大きなかい離が生じやすい。こうした場合に、善意の成功であれば許容されるが、そのようなかい離が一定程度予測できた場合にはやはり適切に課税を行わなければならないという結論となった。所得相応性基準については、2016年中に詳しいガイダンスが策定されることとされており、議論が更に進められていくものと理解しているが、かい

離をどのように把握・計測すべきか (単年度検証か、累積検証か等)、調整をどのような形式により行うか (一括譲渡対価は年度ごとのロイヤリティに引き直すのか等)、更正期間制限との関係をどのように整理するかなど、検討課題は多いと思われる。我が国において導入が検討される際には、理論的には「後知恵による課税」という従来の批判に応える十分な説明が求められるほか、実務的にはいわゆるセーフハーバーの具体的内容が議論になると考えられる。

次に利益分割法 (Profit Split Method) が残された課題となっている。これは、技術的には独立企業原則と整合する分割ファクターの選択及び取扱の問題であるが、リスクのコントロール、引き受け、分割といった今般の移転価格ガイドライン第1章の改訂に盛り込まれた基本的概念の解釈を各国間でどこまで実質的に共有できるかが問われるとともに、具体案の議論の方向性によっては上述のレントの配分に係る問題が現れてくると考えられる。

d. 四番目は行動 4 の過大支払利子の控除制限である。

関連者間の支払利子は人為的な操作が容易であり、支払利子の損金算入の利用は BEPS において典型的な行為であることが関係国の間で広く共有され、基本的に固定比率ルールに基づき、いくつかのオプションを加味して対応することがコモン・アプローチとして提示されている。

利子控除の扱い (配当は損金にならず支払利子は全額損金になる) はある意味で法人税の制度設計の根幹であり、支払利子の控除制限については、各国の立場によって、BEPS 対策という租税回避防止の観点からだけ見ていくのか、法人課税の在り方自体を見直すのか、あるいは税源・税収増を目的とするのかといった視点があり得る。我が国はあくまで

租税回避防止のための制度として過大支払利子税制及び過少資本税制を設けている。

報告書では基本ルールとして我が国の過大支払利子税制と同じルールを勧告しているが、調整所得（EBITDA：Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortisation）に対する基準固定比率の水準が10～30%と設定されており、今後我が国の現在の制度（関連者間借入れに限定し、水準は50%）の改正の要否が検討されると思われる<sup>(34)</sup>。

積み残しの論点として、2016年末期限で、①グループ比率ルールについての技術的論点の整理及び②銀行・保険セクターへの対処法の検討が行われるが、やや目新しいのは追加的なオプションとして勧告されている「グループ比率ルール」<sup>(35)</sup>である。ただし、この制度はこれまで勧告と同じルールを実際に適用している国がないため、導入する場合には実際の執行可能性の検討も必要となる。

e. 最後は行動3で議論されたCFC税制である。最後になったが、これが一番早く国内法改正の動きがあるかもしれない。

先進国は基本的にCFC税制（いわゆる外国子会社合算税制あるいはタックス・ヘイブン対策税制）を有しているが、世界的に見ればCFC税制を導入していない国も多く、更に欧州と米国では背景が異っている。EUは共通市場の中でモノやカネが自由に流通することを重要視するため、CFC税制のような制度は「完全に人為的な取決め（wholly artificial arrangement）」でない限り適用できないと解釈<sup>(36)</sup>してきた。これに対して米国は、全世界所得課税の体系を維持し、単なる課税繰延べも許容できないとして、1962年以降非常に精緻なCFC税制を試行錯誤しながら作り上げてきている。

最終報告書ではCFC税制をビルディング・ブロックとよばれる六つの構成要素<sup>(37)</sup>

に分け、ベスト・プラクティスとして各国が各要素を勘案して組み合わせて設計する勧告となっているが、構成要素のうち最も重要な「対象所得の定義」については、①カテゴリー分析（categorical analysis：外国子会社の所得を性質ごとに分類し特定のもののだけを合算）、②実質分析（substance analysis：稼得するために外国子会社が実質的な経済活動を行っていない所得を合算）及び③超過利潤分析（excess profits analysis：通常の所得を超える部分<sup>(38)</sup>を合算）などの分析に基づいて、各国が所得・取引単位で判断する「取引アプローチ（transactional approach）」あるいは事業体単位で判断する「事業体アプローチ（entity approach）」により外国関連会社の所得を合算する必要があるとしている。報告書では、取引アプローチは合算所得をより正確に特定でき、一方事業体アプローチは制度的により簡素であるが、結論として取引アプローチの方が今回の行動3の目的とより整合的であるとされた<sup>(39)</sup>。

日本の現行制度は事業体単位での合算判断を基本としつつ一定の資産性所得についても合算するものとなっており、最終報告書ではハイブリッドであるが本質的には取引アプローチであると記載されている<sup>(40)</sup>。現行制度では、能動的所得でも課税されるケース、受動的所得でも課税されないケースが生ずる可能性があるため、現行制度の見直しの要否及び見直す場合にはその改正範囲について検討が必要となっている。

なお、CFC制度と他制度との関連について、BEPSプロジェクトでは行動1（電子商取引）、行動2（ハイブリッド・ミスマッチの無効化）、行動4（利子控除の制限）、行動5（有害税制への対抗）及び行動8-10（移転価格税制）との整合性が意識されている<sup>(41)</sup>が、特に移転価格税制及び利子控除制限制度との間の整理が重要と思われる<sup>(42)</sup>。

### (3) ユニラテラル事前確認に係る情報交換について

行動 5 (有害税制への対抗) に関して今後我が国で取扱いが変更となる事項があるため、これは課題ということではないが、ここで説明しておきたい。

移転価格税制に関する事前確認 (Advance Pricing Arrangement: APA) が納税者と我が国国税庁との間のみで結ばれた場合にも、その概要が国税庁から取引相手国の当局に通知されることとなった。

この背景としては、個々の納税者と各国政府との間で対外公表されない不透明な形で税率等の優遇措置を取り決める例が世界的に散見され、この行為は他国の税源に影響し得るにもかかわらず、他国の関連企業が現地で過度な優遇措置を受けているかどうかを自国の当局が把握するすべはないことから、今回行動 5 においてこうした個別のルーリングを提供した当局はその事実を関連する他国の当局に自発的情報交換として提供することとされたものである。

移転価格税制に関する事前確認には所在地国当局との間のみで行われるユニラテラル (unilateral) と二国間又は複数国間での相互協議を伴うバイ又はマルチの形態があるが、ユニラテラルな事前確認についても形式的にはこの個別ルーリングに該当するという見方ができ、議論の結果、ユニラテラルな事前確認についても取引相手国の当局に自発的情報交換により情報を提供することが今回決定された<sup>(43)</sup>。

我が国においては相互協議を伴うバイの事前確認がほとんどでユニラテラルな事前確認は少数であるものの、納税者や実務家の皆様には、こうした変更があり既に 2016 年 6 月から実施されていることをご承知いただきたい。

### 4. 参加国の更なる拡大

先述のように国際課税のルール作りは従来 OECD を中心に行われてきたが、現在の国際社会の現状を踏まえれば今回 BEPS プロジェクトが主要な新興国・途上国の参加を得て進められた点は極めて大きな意義を持つと考えられる。

国際的な制度の統一と協調というプロジェクトの性質上、実効性を高めるためには OECD/G20 の枠を超えた参加国の一層の拡大が有効であることに疑問の余地はなく、また、BEPS participant のような例外的取扱いは排して 15 の行動計画全てに対するコミットを条件として参加国等を拡大していくことが望ましい。更に、他の国際機関等との協力あるいは協調に参加したいという意思があっても実施する能力に不安がある国々に対する支援 (キャパシティ・ビルディング) の提供も必要になると考えられる。

こうした参加国等の拡大及びキャパシティ・ビルディングの提供の枠組みとして「包摂的枠組み (Inclusive Framework)」と呼ばれる取組が開始され、その第 1 回会合が 2016 年 6 月末に日本の京都で開催されている。

6 月 30 日~7 月 1 日に京都で開催された「92 回 OECD 租税委員会 (CFA) 本会合/第一回 BEPS 包摂的枠組会合」では、従前の OECD/G20 の 46 か国に加えて新たに 36 か国・地域がコミットしたことによって、BEPS プロジェクトへの参加国・地域は合計 82 か国・地域まで拡大し、この他オブザーバーとして 21 か国・地域の参加があったと発表されている<sup>(44)</sup>。また、同会合では、OECD が G20 の要請を受けて IMF・世銀・国連とともに立ち上げる「税に関する協働のためのプラットフォーム」の活用方法や、同じくこの四つの国際機関が 7 月の G20 への提出のため作成している「税分野の技術支援の効果をも高めるためのメカニズム」についても議論が交わ

されている。

85 か国に達したと公表されている<sup>(45)</sup>。

この後、7月15日現在でBEPSプロジェクトへの参加メンバーは更に拡大し、下記の

メンバー国・地域 【2016年7月現在 計85か国】		
OECD加盟国 【計 35か国】	OECD非加盟国 = BEPS Associate	
	従来から参加していた国 【計 11か国】	京都会合および会合後に参加した国・地域 【計 39か国】
(G20) オーストラリア カナダ フランス ドイツ イタリア 日本 英国 米 国 韓国 メキシコ トルコ	(G20) アルゼンチン ブラジル イ ンド 中国 インドネシア ロ シア サウジアラビア 南ア フリカ	【京都会合で参加】 アルバ バングラデシュ ベナン ブルネイ ブルガリア ブルキナファソ カメルーン コ ンゴ クロアチア キュラソー コンゴ民主共 和国 エジプト エリトリア ガボン ジョージ ア ガーンジー ハイチ 香港 マン島 ジャ ージー ケニア リベリア リヒテンシュタイン マルタ モナコ ナイジェリア パキスタン パプアニューギニア パラグアイ ルーマニ ア サンマリノ セネガル シエラレオネ シ ンガポール スリランカ ウルグアイ
(G20以外) ニュージーランド チリ ノルウェ ー アイスランド イスラエル オランダ ベルギー ルクセンブ ルク フィンランド スウェーデ ン オーストリア デンマーク スペイン ポルトガル ギリシャ アイルランド チェコ ハンガリ ー ポーランド スロヴァキア エストニア スロベニア スイス ラトビア	(G20以外:OECD加盟 申請中) コロンビア コスタリカ リト アニア	【京都会合後に参加】 アンゴラ セーシェル ジャマイカ



#### IV 守秘性への対抗策 —自動的情報交換

##### (1) 自動的情報交換を巡る動き

いわゆるパナマ文書<sup>(46)</sup>が話題となっているが、最後に、一般にタックス・ヘイブンと呼ばれているような国・地域を利用した税逃れに対する対抗策として近年各国税務当局により進められてきた、金融口座情報の自動的情報交換に係る動きを紹介し、更に現時点で101 国・地域がコミットしている「共通報告基準 (Common Reporting Standard)」に係る取組について説明したい。

いわゆるタックス・ヘイブンと呼ばれる国・地域には大きく分けて二つの共通した特徴があり、一つは税負担を含む各種の規制が緩やかであること、もう一つは守秘性・不透明性を提供していることである。いわゆるヘイブンを利用した税逃れについては、II 章 1. で触れたようにパナマ文書のはるか以前からすでに大きく注目されていた<sup>(47)</sup>。

BEPS プロジェクトは、多国籍企業が各国の税制の差異等（前者の機能のうち税負担の低さ）を利用する動きに対して、仮に合法であっても「行き過ぎ」あるいは「不公平」といった切り口から取り組むものであり、タックス・プランニングの構成要素としてのヘイブン利用の効果を減殺する目的が、最初から包摂されている。

これに対して、後者の守秘性は、合法・違法を問わず所得の有無や所得が帰属すべき者を秘匿（追跡不能に）する機能を広く提供しており、大企業のみならず、中小法人や個人の富裕層による資産等の隠蔽に幅広く利用されている。守秘性の観点からこうした国・地域は「守秘法域 (secrecy jurisdiction)」とも呼ばれてきた。そして、この後者に対する対策として租税条約等に基づくいわゆる自動

的情報交換を進展させるべきであることが、近時の様々な首脳会議、例えば、米国・ワシントンで開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2016 年 4 月 14-15 日）や、我が国で開催された G7（2016 年 5 月 26-27 日）の首脳宣言で表明されており、そのポイントは自動的情報交換に対する取組を BEPS プロジェクトと並列する重要なものと位置付けていることである。

なお、BEPS プロジェクトと情報交換を比較した場合、前者は各国の制度の統一が重要な要素となるため各国の課税主権による制約が強く働くが、後者についてはいわゆるヘイブンの側からの抵抗が難しい。仮に各国で制度が異なっても、合法的な取引であれば、その取引の内容等を関係当局に明らかにすることに（現在世界規模で発生しているデメリットとの対比において）本質的な問題はないはずであり、情報交換は透明性の欠如への対策として直接の効果がある。

富裕層による資産等の隠蔽については、先に述べた 2008 年頃のリヒテンシュタインやスイスにおける秘密口座利用に係る情報リークに直面した後、こうした守秘法域との間で有効な情報交換が必要であるという認識が広がり、2009 年のロンドンにおける G20 では情報交換に対して非協力的な国・地域に対する協力が強く呼びかけられ、OECD を母体とした情報交換に関する各国当局間の協力の枠組みであった「グローバル・フォーラム」<sup>(48)</sup>が改組・強化され、情報交換に関する各国の状況を共有し相互に審査する動きが促進された。

租税条約等に基づく情報交換には「要請による情報交換 (exchange of information on request)」・「自発的情報交換 (spontaneous exchange of information)」・「自動的情報交換 (automatic exchange of information)」の 3 類型があり、この中では「要請に基づく

情報交換」が情報交換の本来の姿として従来重視されてきた。

しかしながら、この類型の情報交換では自国において少なくとも疑わしい納税者や疑わしい取引についてある程度の情報を持っていないければ、他国に対して要請を行うことができない。このため、自国居住者が当局に知られずに守秘法域に隠し持っている口座等を把握するためには、非居住者（外国人）が保有する口座を、疑わしいかどうかに関係なく自動的に交換し合う「自動的情報交換」こそが切り札と考えられるようになった。従来から法定調書等を基にした自動的情報交換を各国が相互に実施していたが、非居住者の金融口座情報の自動的情報交換が最重要であるという認識が各国当局間で共有された。

こうした中で米国ではいわゆる UBS 事件<sup>(49)</sup>を経て 2010 年に「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA) が成立（2013 年 1 月施行・初回報告の期限は 2015 年）し、同法及び米国と各国間の政府間協定<sup>(50)</sup>により、我が国を含む米国外の金融機関（Foreign Financial Institutions: FFI）は、保有する米国人<sup>(51)</sup>口座の残高情報等を米国内国歳入庁（Internal Revenue Service）に対し提供することとなった<sup>(52)</sup>。

## (2) 共通報告基準

こうして非居住者の金融口座情報を自動的に交換する機運が世界的に高まり、また、FATCA の成功を契機として、OECD において新しい自動的情報交換基準の策定作業が急速に進められ、2014 年 2 月、「共通報告基準（Common Reporting Standard : CRS）」が策定され公表された。同年 7 月には、基準の実施細目や IT 面の技術的様式も完成し、公表されている。

この共通報告基準は、2014 年 9 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年 11 月の G20 首脳会議で承認され、また、所要の法

制手続の完了を条件として、2018 年末までにこの基準に基づく自動的情報交換を開始することが極めて多くの国々によりコミットされた。

2016 年 5 月 12 日現在では、101 か国・地域が 2018 年末までに初回の交換を開始することを表明している。

この「共通報告基準」の概要は以下のとおりである。

- ① 各国の金融機関は、それぞれ自国内の非居住者（個人・法人等）の口座情報を税務当局に報告し、各国税務当局は非居住者の各居住地国の税務当局に対して相互に年一回当該口座情報を提供する。
  - ・対象となる金融機関は、銀行、証券会社、信託銀行、保険会社等。
  - ・対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高<sup>(53)</sup>、利子・配当等の年間受取総額等。
- ② 金融機関は、共通報告基準に定められた手続（due diligence 手続）に従い、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別する。基本的には、
  - ・新規開設口座については、口座開設者から提出された自己宣誓書（self-certification）等により居住地国を特定する。
  - ・既存の口座については、口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する。

我が国では平成27年度(2015年度)税制改正において租税条約等実施特例法を改正し、国内金融機関等から口座保有者の氏名、住所、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報が報告される制度が導入された。同制度は2017年1月1日から施行され、国内金融機関等からは2018年4月30日迄に国税庁(税務署長)宛に初回の報告が行われ、国税庁から外国当局への初回の情報提供は2018年の9月末までに行う予定となっている。

この「共通報告基準」に基づく自動的情報交換にコミットしている国・地域のリストは次頁のとおりであるが、参加国が多数である

ことに加えて、いわゆるタックス・ヘイブンを考えられている国・地域がほとんどこの取組の実施にコミットしているという事実が重要である。この共通報告基準に基づく自動的情報交換がその狙い通り2018年までに多数の国・地域によって実際に実施されることが、近年ますます存在感を増している守秘法域への対策という観点からは最も有効であると考えられる<sup>(54)</sup>。

なお、共通報告基準に基づく自動的情報交換は、基本的に全ての金融機関が報告の義務を負い、国民も本人確認などの際に影響を受けることとなるため、十分な広報及び説明が必要であると考えている。

共通報告基準に基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(2016年5月12日現在)

2017年までに初回交換		2018年までに初回交換	
アイスランド	スロベニア	アラブ首長国連邦	チリ
アイルランド	セーシェル	アルバニア	トルコ
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	ナウル
イギリス	デンマーク	アンドラ	日本
(英) アンギラ	(T) グリニランド※	イスラエル	ニュージーランド
(英) 英領バージン諸島	(T) フェロ諸島※	インドネシア	パナマ
(英) ガーンジー	ドイツ	ウルグアイ	バヌアツ
(英) ケイマン諸島	ドミニカ	オーストラリア	バハマ
(英) ジブラルタル	トリニダード・トバゴ	オーストリア	バーレーン
(英) ジャージ	ニウエ	(蘭) アルバ	ブラジル
(英) ターコス・カイコス諸島	ノルウエー	(蘭) セント・マーティン	ブルネイ
(英) ハミューダ	ハルバドス	カーナ	ペリウ
(英) マン島	ハンガリー	カタール	マーシャル諸島
(英) モントセラト	フィンランド	カナダ	マレーシア
イタリア	フランス	クウェート	モナコ
インド	ブルガリア	クック諸島	モリシヤス
エストニア	ベルギー	グレナダ	レバノン
オランダ	ポーランド	コスタリカ	ロシア
(蘭) キュラソー	ポルトガル	サウジアラビア	
韓国	マルタ	サモア	
キプロス	南アフリカ	シンガポール	
ギリシャ	メキシコ	スイス	
クロアチア	ラトビア	セントクリストファー・ネイビス	
コロンビア	リトアニア	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
サンマリノ	リヒテンシュタイン	セントルシア	
スウェーデン	ルーマニア	中国	
スペイン	ルクセンブルク	(中) 香港	
スロバキア		(中) マカオ	
	[55 国・地域]		[46 国・地域]

(注1) アメリカは、2015年からFATCAによる自動的情報交換を実施するとしている。  
 (注2) 下線はマルチCA合意に署名している82か国・地域を表す。  
 (注3) ※印はグローバル・フォーラム加盟国ではないが、CRSにコミットしている国・地域を表す。

## V おわりに

以上、BEPS プロジェクト最終報告書が出された現在の状況、今後の動向及び自動的情報交換に係る動きについて概説した。

BEPS プロジェクトについては、冒頭で述べたように、国際的に協調した実施が確保されて初めて意味を持つこととなり、また、残された検討課題も多岐にわたっている。

自動的情報交換に係る取組については、BEPS プロジェクトほど一般的な認知度は高くないが、今日の国際課税問題に関する動向として外すことのできない重要なものと考えられる。

繰り返し触れたように近時の首脳会議等では継続してこうした内容が議論されているが、我が国で開催された G7 伊勢志摩サミット（2016年5月26-27日）の首脳宣言では「租税及び透明性」において以下が記されており、この内容がそのまま本稿のまとめとなる。

「G20/OECD 税源浸食と利益移転 (BEPS) パッケージの着実な、一貫性ある、かつ、足並みを揃えた実施は、税制への市民の信頼を回復させ、経済活動に従事する全ての者にとって、世界的に公平な競争条件を達成するために極めて重要である。我々は、模範を示しつつそのプロセスをリードすることに引き続きコミットする。我々は、BEPS パッケージの幅広い実施を確保するため、全ての関連し、関心のある国・地域が BEPS パッケージの実施にコミットし、かつ、新たな包摂的枠組みの第 1 回会合が 6 月に京都で開催されることに留意しつつ、その枠組みに参加することを奨励する。

税に関する情報の透明性向上を通じて税制に対する市民の信頼を回復するため、我々は、

全ての金融センター及び国・地域を含む全ての関連する国による自動的情報交換に係る基準の、コミットした期限までの実施及び多国間条約への署名の G20 による呼びかけ並びに OECD に対する『税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準』の策定の要請を再確認する。これらの行動は、非協力的国家・地域に対して検討され得る防衛的措置の可能性と併せて、全ての関連する国・金融センターによる、税の透明性に関する合意された基準の実施へのコミットメントの確保を助ける。

我々は、世界的に競争条件を公平にするためには、途上国の税制や税務行政に関する能力強化が不可欠であると認識する。我々は、この分野における支援の量と質の双方を向上させるため、アジス税イニシアティブの諸原則にコミットしており、その他の国に対しても、同様のコミットメントを奨励するとともに、開発途上国、先進国及び関連機関が定期的に情報や知見を共有できる機会を提供するために、『税に関する協働のためのプラットフォーム』が積極的に活用されることを求める。

法人及び法的取極の実質的所有者の透明性の改善は、腐敗、脱税、テロリストへの資金供与及び資金洗浄のためにこれらの主体や取極が悪用されることを防止するために極めて重要である。

我々は、透明性に関する国際基準の履行にコミットし、全ての国・地域に対し、そのようにするよう求める。この点について、我々は、金融活動作業部会 (FATF) 及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムが、10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議までに提示することとなっている、実質的所有者情報の入手可能性及びその国際的な交換に関するものも含む、国際基準の履行改善のための方法についての初期提案に期待する。」

・最初のパラグラフでは、BEPS 最終報告書が公表された後の現在においては、「(BEPS) パッケージの着実な、一貫性ある、かつ、足並みを揃えた実施」が極めて重要であり、「パッケージの幅広い実施を確保するため、全ての関連し、関心のある国・地域が…実施にコミットし」「その枠組みに参加することを奨励する」旨が記されている。

・第二パラグラフでは、情報交換に係る取組について、「全ての金融センター及び国・地域を含む…国による自動的情報交換に係る基準 (=共通報告基準) の、コミットした期限までの実施」が要請され、また OECD に対して「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」の策定が要請されるとしている。

低(無)税率を含む規制の緩やかさと守秘性を提供するいわゆるタックス・ヘイブンは既に世界経済の中に深く組み込まれており、近年もその傾向に拍車がかかっている<sup>(55)</sup>が、その本質は、OECD における定義の変遷にも見られるように<sup>(56)</sup>守秘性にあると考えられる。一部にこうした国・地域は利用者の経済効率性を高めて世界に貢献しているという主張もあるが、税制や各種規制が存在する理由を踏まえず自由度が高いというメリットだけを見ることには問題がある。また、当事者や取引に関する情報を遮断する制度が全体的な経済効率性を高めていると考えることも難しい<sup>(57)</sup>。

こうした守秘性に対しては、共通報告基準に基づく自動的情報交換の広範な実施が現時点では最も有効であり、これが予定どおりワークすれば、我が国を含む各国の税務当局に外国にある自国居住者の口座情報が自動的に送付されることとなる。大量の事務量を伴い、提供される情報の質は玉石混交となるが、ある意味で税務行政上の一つの転換点になる可能性がある。

・第三パラグラフは、Post BEPS フェーズにおいては参加国・地域の拡大及び途上国のキャパシティ・ビルディングが重要であり、「世界的に競争条件を公平にするためには、途上国の税制や税務行政に関する能力強化が不可欠」であると述べる。

現時点で 85 か国まで拡大した BEPS プロジェクトへのコミット国・地域における社会経済の発展状況及び税務当局の対応能力は、まさに区々であると考えられる。キャパシティ・ビルディングについても、支援を提供するサイドの負担を伴い、やや間接的ではあるが、統一・協調された実施を実現するために非常に重要な分野となっている。

・税以外に係る領域が大きいため本稿の対象としなかったが、最後に、第四及び第五パラグラフでは、腐敗・脱税・テロリストへの資金供与及びマネーロンダリングに対抗するため単なる名義人ではなく「実質的所有者 (beneficial ownership)」に係る実態把握及び情報収集が重要となる旨が述べられている。広範な適用領域と検討課題をもつテーマであり、この分野の今後の進展が注目される。

① BEPS プロジェクト及び最終報告書に対する包括的な解説として、田中琢二=青山慶二「新春座談会」BEPS 行動計画について」租税研究 796 号 5-57 頁 (2016)、財務省主税局参事官室「BEPS プロジェクトの各行動計画の概要①~④」月刊国際税務 36 巻 3 号~6 号 (2016)、各①34-43 頁、②44-51 頁、③56-62 頁、④33-36 頁などを参照されたい。

また、15 の各行動計画を解説する資料として、税制調査会の「第 6 回国際課税ディスカッショングループ (2015 年 10 月 23 日) 資料一覧」

<<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2015/27dis16kai.html> (2016 年 7 月 4 日閲覧)>を参照。

② 例えばこれまで BEPS 的な行動が余り指摘されていない我が国企業 (従業者 50 人以上かつ資本金額等 3,000 万円以上) を対象とした調査を見ても、

2013 年度の関係会社（議決権 20%以上）間の取引率は、モノの輸出額で 44.9%、モノ以外のサービス輸出額で 78.4%となっている。経済産業省「平成 26 年経済産業省企業活動基本調査報告書」35-37 頁。

(3) 1998 年に OECD の「有害な税の競争」報告書 (OECD. (1998). “*Harmful Tax competition: An Emerging Global Issue*” OECD Publishing, Paris.) が公表された頃から、行き過ぎた租税回避行為の実態が当局間のみならず各国の納税者に広範に知られるようになり、納税者の関心を集めるようになってきた。

(4) 「タックス・ヘイブン」には現在公式な定義がない。本稿では説明の便宜のため、i) 無税又は名目的課税及び ii) 守秘性を提供している国・地域を「いわゆるタックス・ヘイブン」と呼ぶこととする。

1998 年の OECD 「有害な税の競争」報告書（前掲注(3)）では、タックス・ヘイブンの要素を概要、①金融・サービス等の活動から生じる所得に対して無税もしくは名目的課税、②実効的情報交換の欠如、③税制の透明性の欠如、④実質的活動が要求されていない、としていたが、2001 年の報告書において①及び④が判定基準から除外された。2009 年 5 月以降こうした基準に該当する国・地域はゼロとなっている。

なお、特にパナマ文書の文脈ではマネーロンダリングや犯罪関連資金の隠匿などの租税以外に係る要素が極めて重要であり、そうした面からは「オフショア金融センター」の用語がより正確と考えられるが、本稿では講演参加者の分かりやすさの観点から基本的に「いわゆるタックス・ヘイブン」を使用している。

(5) 当時の報道によると、このいわゆるリヒテン・リークの情報源はドイツなどの当局に当該情報を高額で売り付けたとされている。なお、今回のパナマ文書の情報源は金銭が目的ではないと述べている（真偽は確認できない）。パナマ文書の情報源とされる者によるインタビューは

<<https://panamapapers.icij.org/20160506-john-doe-statement.html>> (2016 年 7 月 4 日閲覧) を参照。

(6) Foreign Account Tax Compliance Act（「外国口座税務コンプライアンス法」）。2010 年 3 月米国で成立。米国以外の国に所在する金融機関に対して、米国市民の保有する口座情報等を米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service) に提出することを求

めるもの。我が国金融機関からの初回報告は 2015 年に行われた。詳細は後述する。

(7) 協調アプローチの限界として、①BEPS 防止を目的とする各国独自の動きを妨げることはできないこと、②法人税率の統一までは議論の対象に至っていないこと、の二つ (BEPS プロジェクトの議論中にも英国が Diverted Profit Tax を導入する一方で、独自に税率引き下げを進め、米国はミニマム税を提案する等の動きがあった。) が挙げられている。緒方健太郎「BEPS 最終報告書について」租税研究 798 号 258-259 頁 (2016)。

(8) 中国・インド・南アフリカ・ブラジル・ロシア・アルゼンチン・サウジアラビア・インドネシアの 8 か国になる。

(9) 例えば行動 13 報告書 (OECD. (2015). “*Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action13—2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project*” OECD Publishing, Paris.) でミニマム・スタンダードとして導入された「国別報告書 (country-by-country report)」は、今回のプロジェクトの主要な成果であるが、同時に、同報告書 (パラ 25,p16、パラ 58 及びパラ 59,p22 参照) が定める制度の整合性 (consistency) 及び適正使用 (appropriate use) が厳格に順守されない場合には二重課税リスクを著しく高める懸念がある。

なお、本特別セミナーでは小職の講演に続いて別途国別報告書に係る講演が行われたため、本稿には国別報告書に係る説明は含まれていない。

(10) なお、BEPS プロジェクトの実効性について法的な観点からその限界を指摘されたものとして、中里実「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」ジュリスト 1483 号 25-30 頁(2015)及び同「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」租税研究 790 号 4-16 頁(2015)を参照。

(11) 平成 27 年度税制改正では、①国境を越えた消費者向け電気通信利用役務提供取引の場合に消費者の所在地で消費税を徴収する (行動 1)、②ハイブリッド・ミスマッチの無効化 (行動 2) の観点から、子会社の所在地で損金算入が認められる配当について、当該配当を受領する日本親会社において外国子会社配当益金不算入制度の対象から除外する、改正が行われている。

(12) Explanatory Statement (OECD(2015), *Expla*

natory Statement, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD. [www.oecd.org/tax/beps-explanatory-statement-2015.pdf](http://www.oecd.org/tax/beps-explanatory-statement-2015.pdf)) のパラ 11, p 6 参照。

- (13) 例えば、本庄資「濫用的国際租税回避の防止規定の必要性—BEPS プロジェクト勧告に伴う国内法改正と GAAR 導入の是否認論議を中心に—」租税研究 796 号 157-221 頁 (2016) などは、概要、①諸外国の状況を踏まえれば我が国の現状は特殊であり、② BEPS 行動計画の実施のためにも我が国でも GAAR 導入の議論を進めるべき、との立場をとられている。現時点で我が国と主要各国の状況が大きく異なっていることは客観的な事実である。
- (14) 緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」フィナンシャル・レビュー 126 号 196-225 頁 (2016) を参照。
- (15) 現在米国は LOB 規定の導入を強い条約締結ポリシーとしており、一方、ヨーロッパを中心に条約濫用の判断をある程度実質的に判断するという国々は PPT を採用している状況にある。
- (16) 1 条のコメンタリーに様々なオプションがあるとの記述があるのみであった。ただし、今回の新しい PPT 規定は創設規定ではなく確認規定とされている。
- (17) 行動 12 報告書 (OECD. (2015). “Mandatory Disclosure Rules, Action 12—2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project” OECD Publishing, Paris.) パラ 35, p23 参照。
- (18) MDR はあくまで情報収集のための法定調書の一つと見るべきであり、報告対象は形式基準及び既に把握されている取引のリスト等から客観的に定められることが望ましく、MDR の報告対象と GAAR で否認され得る (判断に主観要素が含まれる) 取引を同一とする必要性はないと考える。
- (19) 行動 8-10 報告書 (OECD. (2015). “Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, Actions 8-10 — 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project” OECD Publishing, Paris) のパラ 1.122～パラ 1.128, pp.39-40 参照。

なお、non-recognition の用語は従来国際課税の分野では「課税繰延べ (deferral)」の場面で使用されてきたように思うが、ここでは納税者の行為を認識

しない (disregard する) という意味になっている。

- (20) ただし、ここで言う「リスク調整」の具体的な手法・形態についてはまだ明確にされておらず、民間の意見等も踏まえつつ更に本格的な議論・検討が必要となると思われる。
- (21) 行動 8-10 報告書・前掲注(19)パラ 6.61,p81、パラ 6.68,p83。
- (22) 超過利潤の定義は論者により多少異なるが、ここでは「正常な利潤を上回る利潤」と理解しておく。超過利潤が存続する理由についても論者によりそれぞれ区々である。緒方・前掲注(7)263-264 頁参照。
- (23) 一定程度の海外事業所得については課税を諦めるが、超過利潤の部分については米国で課税するというもので、国外の経済活動であっても一定以上は米国で発生ベースで課税するという点でミニマム・タックスと共通する。
- (24) 行動 8-10 報告書・前掲注(19)、パラ 1.139～パラ 1.151,pp.43-46 参照。
- (25) 行動 8-10 報告書・前掲注(19)、第 6 章パラ 6.31,p73 及びパラ 6.9,p67 参照。
- (26) 現時点では LSA が中心であるが、上記のような例のほか、天然資源関係のレントなどは巨額なものとなり得る。
- (27) 今回の BEPS プロジェクトの移転価格課税に係る議論では、移転価格税制の理論的支柱である「独立企業原則」は維持され、一方で低付加価値サービスについて固定的な利益率を認めるなど簡素なアプローチの有用性も認識されている。
- (28) 緒方・前掲注(7)262-263 頁などを参照。
- (29) 報告書では、主に行動 3 (CFC 税制)、行動 7 (PE 認定)、行動 8-10 (移転価格税制) に係る勧告を以下のように実施することで対応可能としている。  
 行動 3：電子経済では無形資産の利用 (例：音楽の配信) が多いところ、CFC 税制の合算対象に無形資産の利用による所得を適切に包含。  
 行動 7：実質的な販売交渉は現地子会社が行い、契約は国外の親会社がオンラインで行う形態の PE 認定回避について、PE と認定される代理人の活動に「契約の締結に繋がる主要な役割を果たすこと」を追加。  
 行動 8-10：移転価格ガイドラインを改訂し、無形資産について一定の条件の下で DCF (Discount Cash Flow) の手法やいわゆる所得相応性基準を許容。
- (30) 2011 年版 (United Nations. (2011). “United

*Nations Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries*” United Nations, New York.) が

<[http://www.un.org/esa/ffd/documents/UN\\_Model\\_2011\\_Update.pdf](http://www.un.org/esa/ffd/documents/UN_Model_2011_Update.pdf) (2016年7月4日閲覧)>で参照できる。

- (31) 最終報告書と同時に公表された *Explanatory Statement* (前掲注(12)) のパラ 17 参照。
- (32) 所得相応性基準は、当初米国の 1986 年税制改正で当時の IRC § 482 に文言が追加される形で導入された。ドイツは 2007 年に導入している。
- (33) こうした特別措置は 2013 年 7 月の「BEPS 行動計画」では独立企業原則の内側であるか独立企業原則から離脱するかにかかわらず検討するとされたが、結論としては独立企業原則の内側に収まると整理されている。「非関連者間取引に引き直せばこうなる」あるいは「非関連者間取引なら大化けすればロイヤルティを増額するだろう」という範囲の中ということになる。
- (34) ①固定比率ルール【基本ルール】：企業毎に、純支払利子／調整所得 (EBITDA) 比率が基準固定比率 (各国が 10~30%の範囲内で決定。) を超える場合、超過部分の利子の控除を制限。  
②グループ比率ルール【オプション】：グループ比率 (多国籍グループ全体のグループ外への純支払利子／グループ全体の調整所得) が基準固定比率より高い場合、このグループ比率まで利子の損金算入を容認。
- (35) 所得移転の可能性が小さいと考えられるグループ外の第三者からの借入に対する利子支払を適正な水準と判定するものである。
- (36) リーディングケースである 2006 年 9 月 12 日 EC 裁判所判決 *Cadbury Schweppes plc and Cadbury Schweppes Overseas Ltd. v. Commissioner of Inland Revenue (C-196/04)* 等を参照。
- (37) ①CFC の定義、②適用除外、③対象となる所得の定義、④所得算定のルール、⑤親会社所得への合算方法、⑥二重課税の排除方法、の六つになる。
- (38) 外国子会社の所得のうち「能動的(active)な事業を行うための資産 (事業用資産)」に投下された資本を基に算出する。
- (39) 行動 3 報告書 (OECD. (2015). “*Designing Effective Controlled Foreign Company Rules*, Action 3 – 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit

*Shifting Project*” OECD Publishing, Paris.) パラ 97,pp.51-52 参照。

- (40) 行動 3 報告書・前掲注(39)第 4 章に係る Notes 21.,p55 参照。
- (41) 行動 3 報告書・前掲注(39)パラ 4,p12 参照。
- (42) CFC 制度についてはこの他に条約との整合性の問題があるが、少なくとも我が国については最判平成 21 年 10 月 29 日及び最判平成 21 年 12 月 4 日等で結論が出されていると考えている。
- (43) 行動 5 報告書 (OECD. (2015). “*Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance*, Action 5 – 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project” OECD Publishing, Paris.) の第 5 章 pp. 45-60、特に C 節 pp.49-50 を参照。
- (44) OECD のウェブサイト  
<<http://www.oecd.org/tax/beps/first-meeting-of-the-new-inclusive-framework-to-tackle-bese-erosion-and-profit-shifting-marks-a-new-era-in-international-tax-co-operation.htm>. (2016年7月15日閲覧)> 参照。
- (45) 同様に OECD のウェブサイト  
<<http://www.oecd.org/tax/beps/inclusive-framework-on-beps-composition.pdf>. (2016年7月15日閲覧)> 参照。
- (46) いわゆる「パナマ文書」について【報道ベース】  
オフショア金融センターでの会社設立及び運営代行等を手掛けるパナマ拠点の法律事務所モサック・フォンセカ (Mossack Fonseca) から流出し、「国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ)」が入手したとされる文書。1970 年代から 2015 年末までの 40 年間分の 1150 万件以上 (データ量 2.6 テラバイト) の文書からなるとされる。  
ICIJ は、2016 年 4 月 3 日にその内容を一部公表した後、同年 5 月 10 日 (日本時間)、「パナマ文書」に掲載されている 20 万社以上のオフショア金融センターに設立された法人等に関する情報を追加的に公表した。公表された情報は、同法人に出資した個人・法人の名称、設立法人の所在地及び設立年月日など。
- (47) なお、一部にタックス・ヘイブンの存在及び機能を積極的に評価する主張も存在することに留意が必要である。単純化すると、①タックス・ヘイブンは利用者の経済効率を向上させている、②法人税は非



効率・非合理的であり法人税の存在自体が問題、③各国民には圧政から自己の資産を守る権利がある、という主張になる。

例えば拙稿「海外論文紹介—誰の『宝島 (Treasure Islands)』か? グローバル経済におけるタックス・ヘイブンの役割」租税研究 767号 377-396頁(2013)及び同論文で引用されている各海外論文を参照。

(48) 税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes)

2016年5月現在 OECD 非加盟国を含む計 134 の国・地域及び EU が参加しており、税の情報交換に関する国際基準を実施するため、情報交換に係る法制面及び執行面についてモニタリング及び相互検証 (peer review) を行っている。

(49) UBS 事件の概要については、増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究 30 巻 4 号 275-278 頁 (2011) における要約及び引用論文等を参照されたい。

(50) 我が国当局と米国当局間の協定について、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(平成 25 年 6 月 11 日) <<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/eoi/201306/index.htm>> (2016 年 7 月 4 日閲覧) >及び「米国の FATCA 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明の一部を修正する追加的声明」(平成 25 年 12 月 18 日) <<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/eoi/20131218/index.htm>> (2016 年 7 月 4 日閲覧) >を参照されたい。我が国は米国との交渉を経て現在いわゆるモデル 2 方式を採用している。

(51) 米国は市民権に基づく全世界課税を行うため、FATCA の報告対象には米国居住者 (法人等を含む) に加えて非居住米国市民が含まれている。

(52) 外国金融機関に米国国内法の効力は及ばないが、①報告を行わない場合米国との間の取引に 30% の源泉徴収が行われることとされており、また、②各金融機関にとって米国市場から撤退することも困難であったと考えられる。

(53) 交換される情報の内容について、従前の自動的情報交換では、利子・配当等のフロー情報のみの交換であったが、CRS では年間受取総額 (フロー) に加えて残高 (ストック) の情報が交換される点が大き

な変更となる。

(54) そもそも取引当事者に係る情報収集自体が十分な守秘法域が存在することや、名義の操作により真実の所有者の特定が難しいなど、更なる課題は当然に想定されるが、少なくとも現状の改善に大きく資すると考えられる。

(55) 最近では内閣府ホームページで公表されている税制調査会国際課税ディスカッショングループ (平成 28 年 5 月 26 日開催) の資料

<<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2016/28dis17kai.html>> (2016 年 7 月 4 日閲覧) >を参照されたい。

(56) 前掲注(4)参照。

(57) 前掲注(47)参照。

当事者の効率の向上と社会全体の効率性の対比では、タックス・ヘイブン利用の効果は「賄賂」の効果と同じという比喩が分かりやすく説得力に富む。Shaxon, N. (2012). “Treasure Islands - uncovering the damage of offshore banking and tax havens” Palgrave Macmillan, New York ,p229.